

定 款

株式会社ビューティ花壇

平成 25 年 7 月 1 日

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ビューティ花壇と称する。英文表示は Beauty Kadan Co., Ltd. とする。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 生花の栽培及び販売
- (2) 冠婚葬祭用の供花、物品の販売及びリース
- (3) 冠婚葬祭における装花事業の請負
- (4) 生花及び関連商品の輸出入業
- (5) フラワースクールの運営及びそれらの受託並びに技術指導
- (6) DVD、ビデオテープ、スライド、カード、教本等で構成されるフラワースクール教材の企画、制作、販売及び著作権の管理
- (7) インターネット、携帯電話網を利用したデジタルコンテンツ（文字・音声・画像・動画コンピュータソフトウェア等）の企画、開発、制作、配信業務
- (8) 有料職業紹介事業
- (9) 労働者派遣事業
- (10) 企業の販売支援、技術指導、計算事務、労務管理、事務等の業務代行
- (11) 経営、人材開発、教育、健康、会議・イベント企画の運営に関するコンサルティング業
- (12) 通信販売事業及びその代行業務サービス
- (13) 各種イベントの企画、運営
- (14) 不動産の売買、賃貸、管理
- (15) 土木建築の計画、設計、施工、監理
- (16) 造園業、緑化事業の請負
- (17) 造園工事業
- (18) 造園工事の設計及び管理
- (19) 造園、土木工事の受注、請負工事
- (20) 造園、緑化工事の企画、設計、施工
- (21) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (22) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (23) 介護保険法に基づく訪問介護事業
- (24) 介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業
- (25) 介護保険法に基づく訪問入浴介護事業
- (26) 介護保険法に基づく介護予防訪問入浴介護事業
- (27) 介護保険法に基づく訪問看護事業
- (28) 介護保険法に基づく介護予防訪問看護事業
- (29) 介護保険法に基づく訪問リハビリテーション事業
- (30) 介護保険法に基づく介護予防訪問リハビリテーション事業
- (31) 介護保険法に基づく居宅療養管理指導
- (32) 介護保険法に基づく介護予防居宅療養管理指導
- (33) 介護保険法に基づく通所介護事業

- (34) 介護保険法に基づく介護予防通所介護事業
- (35) 介護保険法に基づく認知症対応型通所介護事業
- (36) 介護保険法に基づく介護予防認知症対応型通所介護事業
- (37) 介護保険法に基づく通所リハビリテーション事業
- (38) 介護保険法に基づく介護予防通所リハビリテーション事業
- (39) 介護保険法に基づく短期入所生活介護事業
- (40) 介護保険法に基づく介護予防短期入所生活介護事業
- (41) 介護保険法に基づく短期入所療養介護事業
- (42) 介護保険法に基づく介護予防短期入所療養介護事業
- (43) 介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護事業
- (44) 介護保険法に基づく介護予防認知症対応型共同生活介護事業
- (45) 介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護事業
- (46) 介護保険法に基づく介護予防特定施設入居者生活介護事業
- (47) 介護保険法に基づく福祉用具貸与事業
- (48) 介護保険法に基づく介護予防福祉用具貸与事業
- (49) 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業
- (50) 介護保険法に基づく特定介護予防福祉用具販売事業
- (51) 介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業
- (52) 介護保険法に基づく介護予防小規模多機能型居宅介護事業
- (53) 介護保険法に基づく夜間対応型訪問介護事業
- (54) 介護保険法に基づく地域密着型特定施設入所者生活介護事業
- (55) 介護保険法に基づく地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業
- (56) 有料老人ホームの設置及び運営に関する事業
- (57) 介護保険法に基づく住宅改修事業
- (58) 介護保険法に基づく介護予防住宅改修事業
- (59) 住宅改修事業
- (60) 福祉用具の販売
- (61) 要介護者等の輸送サービス業
- (62) 介護タクシー事業
- (63) 障害者に対する居宅介護サービス事業
- (64) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業
- (65) 高齢者及び心身上の障害者に対する訪問介護ならびに生活支援
- (66) 介護に関する相談事業
- (67) 農産物の生産、販売
- (68) 農作業の代行、請負、委託
- (69) 有価証券の保有、売買及び運用
- (70) 投資、商品投資売買、商品投資顧問、証券投資顧問、投資法人資産運用
- (71) 動産の賃貸借、仲介及び管理業
- (72) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を熊本県熊本市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、17,600,000株とする。

(自己の株式の取得)

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(基準日)

第9条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするすることができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるとき随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段定めある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、そ

の議長となる。

- ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ②株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事は、法令で定めるところにより議事録を作成し、本店にこれを備えおく。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ②任期満了前に退任した取締役の補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
③取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会の決議により、取締役の中から、代表取締役1名を選定し、これを社長とする。また、必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

②社長は、当社を代表する。

③社長のほか、取締役会の決議により当社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会規程)

第 23 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として取締役が当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 24 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

(決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

②当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第 26 条 取締役会の議事は、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印して本店にこれを備えおく。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 27 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 28 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに、各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

②監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第 32 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 33 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 34 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

②当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

(決議の方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(議事録)

第 36 条 監査役会の議事は、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印して本店にこれを備えおく。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 40 条 当社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。

(期末配当金)

第 41 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を支払う。

(配当金の除斥期間等)

第43条 期末配当金又は中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払義務を免れる。

②未払いの期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

附則

平成	12.	06.	19	制定
平成	19.	01.	01	改正
平成	20.	09.	25	改正
平成	21.	09.	25	改正
平成	22.	09.	24	改正
平成	23.	09.	22	改正
平成	24.	09.	21	改正
平成	25.	07.	01	改正